

令和7年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	子育て支援課内庶務業務	
必要資格等		
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	
配 属 先	保健福祉部子育て支援課	
就業場所	赤磐市下市344番地 ※任用期間の途中で変更となる場合があります。	
募集人数	2人程度	
就業時間	始業：8 時 30 分 から 終業：17 時 15 分 まで（うち休憩時間：60分） （ 7 時間／日以内、35 時間／週以内） 所属長が割り振る時間	
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 1,120 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給（上限あり）
	その他	期末手当、勤勉手当
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 （赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる）	
社会保険等	適用あり	（ 健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険 ）
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	保健福祉部子育て支援課 電話：086-955-2635	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。	

令和7年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	放課後児童クラブでの保育業務、運營業務及び施設の環境整備	
必要資格等		
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	
配 属 先	保健福祉部子育て支援課	
就業場所	赤磐市周匝1549(城南ふれあいクラブ) または 仁堀中855(仁美ふれあいクラブ)	
募集人数	4人程度	
就業時間	始業：14 時 00 分 から 終業：18 時 00 分 まで （ 4時間／日以内、20時間／週以内 ） 所属長の割り振る時間 （長期休暇期間等1日開所時は、8時00分～18時00分の間で7時間45分(休憩1時間)の勤務を基本とする）	
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日・その他 所属長が指定する日	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 1,180 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)
	その他	
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 （赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる）	
社会保険等	適用あり	（ 健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険 ）
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	保健福祉部子育て支援課 電話：086-955-2635	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。	

令和7年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	児童館に来られる親子への遊びの補助、館内整備(清掃等)、事務作業	
必要資格等		
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	
配 属 先	保健福祉部子育て支援課	
就業場所	赤磐市和田12-2番地(山陽児童館)	
募集人数	6人程度	
就業時間	始業:9時15分 から 終業:16時15分 まで (うち休憩時間:60分) (6時間/日以内、18時間/週以内) 所属長の割り振る時間	
勤務を 要しない日	日曜日・祝日等・年末年始の休日・その他所属長が指定する日	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 1,120 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給(上限あり)
	その他	
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 (赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる)	
社会保険等	適用なし	
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	保健福祉部子育て支援課 電話:086-955-2635	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。	